

## 建設工事等に係る入札及び契約の情報に関する公表要領

(平成13年3月30日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札及び契約について、より透明で競争性の高い環境を整備するため、情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 契約事務担当課は、予算執行計画に基づき、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事等（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であつて、契約過程の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

(1) 案件の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

2 前項の規定による公表は、契約事務担当課における閲覧又はインターネットの方法により、当該年度の3月31日まで行うものとする。

3 第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、これを見直し、当該事項に変更がある場合には変更後の当該事項を公表するものとする。

第3条 前条第2項の規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について、準用するものとする。

(入札参加資格者名簿等の公表)

第4条 契約事務担当課は、建設工事等に係る次に掲げる事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）

第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第5条 契約事務担当課は、建設工事等（予定価格が200万円（建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託については100万円）を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって、契約過程の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の入札及び契約の過程並びに契約の内容について、事業ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 自治令第167条の5の2の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせる場合における当該資格
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち、当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (4) 事業件名、事業場所、事業期間、事業概要及び開札予定日時（随意契約を行う場合を除く。）
- (5) 予定価格（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 事業の仕様書及び図面（指名競争入札及び随意契約を行う場合を除く。）
- (7) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (8) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (9) 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由（最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするかどうかを調査する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を含む。）
- (10) 自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設け、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格及び最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (11) 自治令第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定

する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

イ 自治令第167条の10の2第3項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準

ウ 自治令第167条の10の2第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

エ 自治令第167条の10の2第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由（調査基準価格又は入札価格の失格基準を含む。）

(12) 次に掲げる契約の内容

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 事業の名称、場所、期間、種別及び概要

ウ 契約金額

(13) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由（予定価格が400万円を超える建設工事に限る。）

2 契約事務担当課は、前項の建設工事等について、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第12号イ及びウに掲げる事項並びに変更の理由を公表するものとする。

3 前2項の規定により公表する事項の公表を開始する時期及び公表を終了する時期は、次のとおりとする。

| 公表する事項の<br>該当条項 | 公表を開始する時期                                   | 公表を終了する時期                  |
|-----------------|---------------------------------------------|----------------------------|
| 第1項第1号          | 入札公告のとき。                                    | 公表した日の翌日から起算<br>して1年を経過した日 |
| 第1項第2号          | 入札参加資格の審査を行っ<br>たとき、又は開札が終了<br>し、入札執行者が発注機関 | 公表した日の翌日から起算<br>して1年を経過した日 |

|              |                                                                |                        |
|--------------|----------------------------------------------------------------|------------------------|
|              | の長に入札結果を報告したとき。                                                |                        |
| 第1項第3号       | 開札が終了し、入札執行者が発注機関の長に入札結果を報告したとき。                               | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第4号       | 入札公告又は指名通知のとき。                                                 | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第5号       | 入札公告又は指名通知のとき。                                                 | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第6号       | 入札公告のとき。                                                       | 開札終了後7日を経過した日          |
| 第1項第7号       | 開札が終了し、入札執行者が発注機関の長に入札結果を報告したとき。                               | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第8号       | 落札者が決定したとき（開札の終了により落札者が決定する場合にあっては、入札執行者が発注機関の長に入札結果を報告したとき。）。 | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第9号       | 落札者が決定したとき（開札の終了により落札者が決定する場合にあっては、入札執行者が発注機関の長に入札結果を報告したとき。）。 | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第10号      | 開札が終了し、入札執行者が発注機関の長に入札結果を報告したとき。                               | 公表した日の翌日から起算し1年を経過した日  |
| 第1項第11号<br>ア | 落札者が決定したとき（開札の終了により落札者が決定する場合にあっては、入札執行者が発注機関の長に入札結果を報告したとき。）。 | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第11号<br>イ | 入札公告のとき又は開札が終了し、入札執行者が発注機関の長に入札結果を報告したとき。                      | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第11号      | 落札者が決定したとき（開                                                   | 公表した日の翌日から起算           |

|          |                                                               |                        |
|----------|---------------------------------------------------------------|------------------------|
| ウ        | 札の終了により落札者が決定する場合にあっては、入札執行者が発注機関の長に入札結果を報告したとき。)             | して1年を経過した日             |
| 第1項第11号エ | 落札者が決定したとき（開札の終了により落札者が決定する場合にあっては、入札執行者が発注機関の長に入札結果を報告したとき。) | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第12号  | 契約の相手方が決定したとき。                                                | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第1項第13号  | 契約の相手方が決定したとき。                                                | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |
| 第2項      | 契約の変更をしたとき。                                                   | 公表した日の翌日から起算して1年を経過した日 |

4 第1項に規定する事項の公表は、電子入札にあっては埼玉県電子入札共同システム又は契約事務担当課での閲覧に供する方法によるものとし、その他の入札及び契約にあっては新座市ホームページ又は契約事務担当課における閲覧に供する方法によるものとする。

5 第2項に規定する事項の公表は、契約事務担当課における閲覧に供する方法によるものとする。

（開札の公開）

第6条 入札執行者は、開札の傍聴を希望する者があるときは、会場の規模等を勘案し、開札を公開することができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、建設工事等に係る入札及び契約の情報の公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年4月1日から実施する。

2 建設工事等に係る入札結果等の公表要領（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から実施する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から実施する。

附 則（平成２２年９月３日市長決裁）

この要領は、平成２２年９月３日から実施する。

附 則（令和５年３月１６日市長決裁）

この要領は、令和５年４月１日から実施する。

附 則（令和７年７月２９日市長決裁）

この要領は、令和７年１０月１日から実施する。